**週休２日制適用工事の導入について（お知らせ）**

建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休２日工事発注を導入します。

**【開始時期】**

令和６年４月１日

**【対象工事】**

（１） 発注者指定型週休２日工事

町が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者が週休２日工事に取組むことを指定した工事を

対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

（ア） 土木機械設備工事

（イ） 災害復旧等の緊急を要する工事

（ウ） 直接工事費に計上される工種等の実施に要する期間が１週間未満の工事

（エ） 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中

での工事等）

（オ） その他、週休２日が適さない工事

（２） 受注者希望型週休２日工事

町が入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者指定型週休２日工事を除く工事を対象とし、受

注者が希望する場合に週休２日を実施するものとする。ただし、以下に該当する工事は対象外とす

る。

（ア） 直接工事費に計上される工種等の実施に要する期間が１週間未満の工事

（イ） その他、週休２日が適さない工事

**【契約上の取扱い】**

（１） 対象工事の場合

（ア）週休２日制適用対象工事は、公告文、特記仕様書等に対象工事である旨記載します。

（イ）受注者希望型の場合、別紙様式「週休２日工事の実施に係る通知書」を工事着手前に提出していただきます。

（２） 工期設定

あらかじめ週休２日工事を実施する上で必要な工期を設定します。

（３） 経費補正方法

（ア） 発注時の設計額は、週休２日工事の実施を前提として、直接工事費、間接工事費等を補正した額とし、補正方法は長野県の週休２日工事実施要領に準じます。

（イ） 受注者が週休２日を達成できなかった場合（受注者希望型週休２日工事で実施を希望しない

場合を含む。）、週休２日の達成度に応じて直接工事費、間接工事費等を補正し、請負代金額を減

額する変更を行います。この場合の補正方法は長野県の週休２日工事実施要領に準じます。